平成２３年（フ）第４１号
徳島県美馬市脇町字拝原1354番地５　医療法人一樹会介護老人保健施設サンライズ、住民票上の住所徳島県美馬郡つるぎ町貞光字辻70番地
債務者　是安佐和子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第１４号
福島県郡山市田村町岩作字小人町145番地の１
債務者　神山美奈子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６号
福島県石川郡石川町大字形見字漆方18番地の３、前住所東京都江戸川区平井６丁目47番８―403号　ブライトンハイツ
債務者　山本　育恵（旧姓佐川）
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
名古屋市緑区大高町字一色山47番地　寿荘102号
債務者　清水　直美
１　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６６号
神戸市須磨区北落合３丁目１番368―201号、従前の住所広島市中区大手町３丁目８番18―203号
債務者　久保　裕幹
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７７号
神戸市兵庫区小松通２丁目１番３―1003号、従前の住所神戸市長田区五番町２丁目６番地の18
債務者　宮越　康介
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９８号
神戸市長田区五位ノ池町４丁目１番16号　綱崎マンション202号
債務者　草野　秀美
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５号
神戸市北区ひよどり台５丁目８番地市営ひよどり台住宅55―206号
債務者　松永喜代子
１　決定年月日時　平成24年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1106番地
債務者　上川　啓子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１６号
佐賀県武雄市橘町大字芦原4889番地
債務者　藤﨑　　肇
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第９３号
佐賀県唐津市西唐津３丁目6549番地
債務者　熊本　美智
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４６号
大分県別府市大字北石垣1048番地の１　パレドール別府Ⅰ―206号
債務者　尾上　満広
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３５号
山口県下関市綾羅木本町１丁目10番34号
債務者　下村　光生
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
山口県下関市大字吉見下2659番地３
債務者　松本美津子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０７５号
福岡県遠賀郡岡垣町大字山田911番地
債務者　俵　喜代子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４号
北九州市小倉北区神岳１丁目１番19―308号
債務者　湯村タエ子
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１号
鹿児島県志布志市志布志町安楽192番地100若浜住宅110号
債務者　熊原　昭夫
１　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係